

生駒市母子医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市母子医療費助成条例等の一部を改正する条例

(生駒市母子医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市母子医療費助成条例(昭和53年9月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項の規定により医療が行われる者」を削る。

(生駒市老人医療費助成条例の一部改正)

第2条 生駒市老人医療費助成条例(昭和46年12月生駒市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項第2号の規定により医療が行われる者」を削る。

第3条第1号中「老人保健法の規定の適用」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第47条に規定する後期高齢者医療」に、「同法第28条及び第46条の8の規定により負担することとなる一部負担金の額」を「同法の規定により負担することとなる額」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「65歳未満」を削り、同条第2項中「65歳未満」を削り、「初日から65歳に達する日の属する月の末日まで」を「初日以降」に改める。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市母子医療費助成条例の規定、改正後の生駒市老人医療費助成条例の規定及び改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。